

災害時における対応について

I 生徒在校の場合

1. 校内に異状を認めたときは直ちに職員室に連絡する
2. 災害が起こったときは、その時間の担当教職員の指示に従って秩序ある行動をとる
3. 常に放送などの指示に注意し、応急機敏の処置がとれるようにしておく

II 火災発生の場合

1. 発見者は、確実に消しうる場合以外は、消火にあらずに、「〇〇〇家事だ」と連呼しながら、出火場所、火勢の程度を、職員室又は経営企画室に報告すること
2. 発見者が火災報知器に近いときは、報知器を鳴らしてから1. の措置をとる
3. 火災報知器又は緊急サイレン又はベルが鳴ったら、窓を閉め、次の指示を待つこと
4. 避難の指示のあった場合は、①話をせず、②急ぎ足で（走らない）、③階段でおさないこと、④校庭へ出たら走って集合場所へ
5. 集合場所ですぐ HR 委員長は、出欠をきちんと点呼報告すること
6. 生徒は、防火扉には、一切手を触れないこと

III その他の災害の場合

出水、大地震その他の際にはⅡに準じ、臨機応変に措置をとるが、あくまで教職員の指揮に従うこと

避難場所はまず指示された場所にいくこと

状況によっては四ツ木橋付近、荒川東側河川敷へ二次避難することもある

IV 防火訓練・防火編成

防火編成、防災訓練、避難訓練は年4回行う

訓練にあたっては

1. 本当の災害時のことを念頭において、真剣に行うこと
2. 社会に出てから災害にあった場合、自分だけの安全を考えるのではなく、多くの人々を救出することを考慮して行うこと

V 気象警報が発令された場合の登校規定

午前6時現在で、「東京都23区東部」内（23区東部以外から通学する者は自宅及び通学経路も含む）に「大雨」「暴風」「暴風雪」「大雪」「洪水」いずれかの特別警報または警報が発令されている場合は、「自宅待機」とし、次のように対応する

なお、午前6時以降登校時までに上記特別警報・警報が発令された場合はそれに準ずる

- (1) 午前9時までに上記の全てが解除の場合、3時間目（午前10時25分を目途）から授業開始とする
- (2) 午前11時までに上記の全てが解除の場合は、5時間目（午後12時50分を目途）から授業開始という
- (3) 午前11時現在、いずれかが依然として発令中の場合は、自宅学習とする

緊急連絡用の「マメール」ホームページによる連絡に注意すること

また、学校への電話による連絡・お問合せは、回線の混乱・麻痺による使用不能が考えられることから行わず、登校については情勢によって自主的に判断し、安全を確保すること「東京都23区東部」とは、足立・荒川・台東・葛飾・墨田・江東・江戸川の7区である。